

平成 23 年

# 小樽市議会会議録

第 2 回 臨時会

小 樽 市 議 会

平成23年  
小樽市議会 第2回臨時会 会期及び会議日程

会期 5月30日（1日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
5月30日（月）	提案説明、質疑、討論、採決等	

平成23年  
第2回臨時会会議録目次  
小樽市議会

○ 5月30日（月曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号及び第3号ないし第6号	3
	○市長提案説明（議1、3～6）	3
	○質 疑 北野議員	4
	○討 論 小貫議員	13
	○討 論 安斎議員	14
	採 決	14
1	閉 会	16

## 議事事件一覧表

議案

議  
議  
議  
議  
議

案  
案  
案  
案  
案

第  
第  
第  
第  
第

1  
3  
4  
5  
6

号  
号  
号  
号  
号

小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案  
小樽市監査委員の選任について  
小樽市教育委員会委員の任命について  
小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について

## 質 問 要 旨

### ○質疑

北野議員（５月３０日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員会委員長及び関係理事者

- 1 議案第1号 特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について
  - (1) 市長給与の減給処分について
    - ア 減給処分の内容の根拠はなにか
    - イ 議案第1号は撤回し、市民の納得を得られるものとして提案し直すこと
  - (2) 市長自身による仮称「特別チーム」はつukらないのか
  - (3) 定期人事異動について
- 2 議案第3号 議会選出監査委員の選任について
  - (1) 市長はどういう経過で与党議員を提案してきたのか
  - (2) 事件の背景に相乗り・オール与党体制がある
- 3 議案第4号 教育委員会委員の任命について
  - (1) 提案に至る経過の説明を
  - (2) 潮陵高校間口削減をしたことについて
  - (3) 労使交渉を拒んでいたことについて
  - (4) 小樽市内教育関係者に適任者はいなかったのか
- 4 その他

平成23年  
第2回臨時会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成23年5月30日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	中村岩雄	4番	吹田友三郎
5番	成田祐樹	6番	安斎哲也
7番	小貫元	8番	川畑正美
9番	松田優子	10番	高橋克幸
11番	斉藤陽一良	12番	鈴木喜明
13番	酒井隆行	14番	上野智真
15番	濱本進	16番	林下孤芳
17番	佐々木秩	18番	山口保
19番	斎藤博行	20番	中島麗子
21番	新谷とし	22番	北野義紀
23番	佐々木茂	24番	山田雅敏
25番	横田久俊	26番	成田晃司
27番	前田清貴	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	中松義治	教育委員会会長	高木正一
副市長	山田厚	病院局長	並木昭義
教育長	菊讓	財政部長	貞原正夫
産業港湾部参事	鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医療保険部長	志久旭	福祉部長	中村浩
保健所長	秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
消防長	会田泰規	教育部長	大野博幸
総務部 企画政策室長	迫俊哉	水道局次長	関野昌人
総務部総務課長	中田克浩	財政部財政課長	黒澤政之

議事参与事務局職員

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

庶務係長	島谷和夫
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

**開会 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、平成23年小樽市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号及び第3号ないし第6号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について説明申し上げます。

今回の政治資金規正法違反で、総務部長を含め当時の11名の部長職が起訴され、罰金刑などの略式命令を受けたことで、市民の皆様の信頼を大きく損なうこととなりました。また、今回の事件で、私の後援会と後援会の事務局長も刑事処分を受けておりますので、私としても大変重く受け止めているところであります。

さらに、山田厚副市長の任期が5月31日に満了となりますが、今回の臨時会に副市長の選任議案を提出することができず、後任につきまして、当面、空席となる事態となったことについて、大変申しわけなく思っております。

これらに対する私の責任をなるべく速やかに明らかにすべきと考えましたので、私の給料月額を平成23年6月から同年8月までの3か月間、10パーセント減額するため、提案するものであります。

次に、議案第3号から議案第6号までの各人事案件について説明申し上げます。

議案第3号監査委員の選任につきましては、前田清貴氏の任期が平成23年4月30日をもって満了しておりますので、後任として成田晃司氏を選任するものであります。

議案第4号教育委員会委員の任命につきましては、菊讓氏から辞職の届出がありましたので、後任として上林猛氏を任命するものであります。

議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、赤石欽司氏の任期が平成23年6月30日をもって満了となりますので、後任として中嶋秀夫氏を選任するものであります。

議案第6号職員懲戒審査委員会委員の任命につきましては、成田晃司氏から辞職の届出がありましたので、後任として佐々木茂氏を任命するものであります。

なお、議案第2号として送付いたしました監査委員の選任につきましては、平成23年5月31日をもって任期満了となります木野下智哉氏の後任として選任予定でありました本間清二氏が一昨日5月28日に急逝されましたので、提案を見送ることといたしました。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。



**○議長（横田久俊）** これより、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表して、質疑を行います。

議案第1号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案についてです。

最初は、市長の減給処分についてです。

提案にありますように、市長の給与を6月分から8月分までの3か月間、月額10パーセントを減額することです。その理由は、先ほど提案説明にもありましたが、退職した部長を含む当時の11人も部長が刑事処分を受けたこと、みずからの後援会と事務局長も刑事処分を受けたこと、副市長人事が決まらず当面空白とならざるを得ないことの三つを、その理由として説明しています。

日本共産党は、当初から市長自身の後援会にかかわる政治資金規正法違反事件だけに、市長自身が直接事件とのかかわりが無いとしても、政治的・道義的責任があるわけですから、市民の納得いくようにみずからを律すべきだと要求してきました。この点で、市長自身が今回の提案で、みずからを律する提案をしたことは前向きなことです。

市長自身がこの間、マスコミや我が党の申入れに対して、全容解明を行った後、みずからの責任について明らかにしていくことを一度ならず語っておりました。これに照らせば、ある程度の解明と関係した幹部職員の処分と一体で、市長みずからの責任のとり方について明らかにするのかと考えるのが普通であります。

ところが、みずからを律することをスピード感を持ってやったとのことですが、早ければそれでいいというものではありません。一番問題なのは、この減給処分は軽くて市民の納得を得られる内容でないということです。全容解明を行った後、関係幹部職員を処分し、これとの関連でみずからを律することであれば、市民も幹部職員の処分の内容と比較して、小樽市の名誉を著しく傷つけ、市民に与えた衝撃等を勘案して、市長自身のみずからの律し方が適切かどうか判断するでありましょう。

伺いますが、なぜこんなに早く関係幹部職員の処分も行わないうちに市長自身の給与の減給を行ったのか、説明をしてください。

また、なぜ、先ほど私から指摘したように軽すぎて市民の納得を得られる内容ではないと批判される、こういう内容となったか、その根拠を説明してください。

以上の立場から我が党は、議案第1号は撤回し、市民の納得する内容として提案し直すことを要求します。市長の見解をお聞かせください。

次に、市長自身による政治資金規正法違反事件の全容解明のための（仮称）特別チームはつくらなくていいのかということです。

市長は、第1回臨時会での緊急質問に対し、外部委員による調査委員会の立ち上げについて熱心に語っておられました。しかし、市長自身がどういう立場で再発防止に臨むかという市長自身の顔が見えませんでした。

第1回臨時会で、私は繰り返し市長自身はどうするのかとただしましたが、議会の特別委員会での議論を踏まえ対処していきたいということで、市長自身としてどうするかをとうとう語りませんでした。これでは全容解明、再発防止を外部委員による調査委員会に丸投げしてしまって、市長自身どうするのかというみずからの考えを明らかにしないのと同じであります。私は、外部委員による調査委員会の立

ち上げについて、それはそれとしてやるべきだと思います。しかし同時に市長の責任において全容を解明する庁内の特別チームをつくって、両者の区別と関連を明確にしつつ全容解明に取り組むことが必要と考えますが、お答えください。

次に、定期人事異動についてです。

副市長人事が決まらず、当面空白とならざるを得ないことは、それだけ今回の政治資金規正法違反事件の深刻さの表れであると考えています。事件の全容解明に力を尽くすことは当然のことですが、だからといって、小樽市民のための市政執行がおろそかになることは許されることではありません。

そこで伺いますが、これまで理事者側は副市長が決まらなければ部長クラスの人事も決められないと説明していましたが、副市長が少なくとも第2回定例会まで空白となる可能性が強まりました。4月27日付けで内示された人事は、当面、副市長の空白を前提に、3月に退職し空白となっている部長職の後任等にとどめており、しかも政治資金規正法違反で刑事処分された部長クラスを、条件の整い次第、市長が処分することを前提にした異例の人事となりました。

伺いますが、市長が近くこれらの部長を処分することになりますが、この関連で部長級の人事の手直しを考えているのか、お聞かせください。

また、次長級以下の定期人事異動はどうされようとしているのか、時期も含めてお聞かせください。

また、今回の政治資金規正法違反事件によって仕事に支障を来していることはないのか、お聞かせください。

次に、議案第3号議会選出監査委員の選任に関してです。

市長はどのような経過で議会選出監査委員として成田晃司氏を提案してきたのか、まず説明してください。

今度の政治資金規正法違反事件の背景は、市長選挙における日本共産党を除く5者相乗り市政、議会では同じく日本共産党を除くオール与党体制の下で、市の幹部の中に何か不都合なことがあっても、議会で絶対多数の与党が最後は何とか守ってくれるという甘えの意識、気の緩みが生まれてきたことが不祥事をいつまでたっても解消できない原因です。

市長は、事件の背景に相乗りがあるということを緊急質問の答弁で改めて否定しています。そこで私は、再質問で相乗りオール与党の法を無視した弊害を、緊急質問でも福祉医療助成制度における未請求問題を例に引いて指摘しました。この問題は、職員の懈怠によって小樽市に6,750万円もの損害を与え、このとき既に時効となっていて北海道へ返還の必要がない補助金1,020万円を含む3,400万円を北海道に返還することを強行してしまいました。昨年3月の第1回定例会の出来事です。このとき問題となった一つに、平成15年度の北海道からの補助金1,020万円が返還の対象になるか、ならないかということでありました。法によれば、北海道の補助金請求権は、補助金が小樽市に支払われた日の翌日から起算して5か年間で時効になります。平成15年度分の北海道の補助金返還請求権はありません。それにもかかわらず、昨年3月3日の本会議に当時の山田市長は、平成15年度分も含めて道への返還金として3,414万円を追加補正で提案し、日本共産党以外の会派の賛成で可決してしまったのです。この財源は、市職員からの寄附金3,400万円余りで賄われました。

この事例に典型的に見られるように、オール与党は法を無視してまで市長を擁護する、こういうことだから、法を無視しても何とも思わない空気が市長をはじめ理事者に生まれるのです。今回の政治資金規制法違反事件の背景にあると我が党が指摘をしている根拠が、ここにあるわけです。これでも市長は、相乗りオール与党体制と関係がないというのか、改めてお答えをいただきたい。

こういう事実を目をつぶって、議会選出監査委員にまでも与党から推薦される議員を市長は提案して

くる、これでは相乗り体制の弊害の継続にほかなりません。野党議員の監査を受けて、初めて市民に対して公正な監査を受けたと胸を張れるのではないのでしょうか。議案第3号は撤回し、日本共産党に相談してください。喜んで相談に乗ります。

我が党の市議会議員団は、皆さん御承知のように、政治的な見解を持った議員集団です。あわせて、監査委員が我が党に配分されてもいいように、長年、北洋銀行に勤め経理堪能の川畑正美氏を候補者を選んで当選させ、このときに備えていますので、何の心配も要りません。安心して監査委員を我が党にお任せください。市長の見解を求めるものです。

最後は、議案第4号教育委員の任命についてです。

初めに、どういう経過で上林猛氏を提案してきたのか、説明してください。

上林猛氏は、後志教育局長在任中、小樽潮陵高等学校普通科間口を削減している上、上林猛氏が平成15年6月から平成17年3月まで北海道教育庁後志教育局長として在任しています。この間、上林氏の下で小樽・後志の道立高校の間口削減が行われていき、先ほど指摘した潮陵高校の間口削減も、このときに行われています。

小樽市議会としても、当時、超党派で後志教育局や北海道教育委員会に対して、潮陵高校間口削減撤回を求めて陳情運動を展開してまいりました。しかし、それにもかかわらず、上林猛氏は、後志教育局長として潮陵高校間口削減を強行したのです。こういう方をどうして小樽市教育委員会委員として市長は任命しようとするのか、そのわけを説明してください。

次に、労使交渉に応じなかった件についてです。

上林猛氏は、後志教育局長時代に、北海道高等学校教職員組合後志支部の交渉にも応じようとしませんでした。労使関係の基本的事項で、その権利を無視する非民主的対応は認められるものではありません。こういう人物を小樽市教育委員会委員として任命し、教育長のポストを想定しているということはどういうことなのか。北海道幹部職員の天下り、横滑りというか、こういう人事であり、承認することはできません。市長の説明を求めます。

最後に、小樽市の教育関係者の中に適切な人物がいなかったのかという問題です。

小樽市の教育関係者の中に適切な人物がいらないわけではないのに、どうしてこういうことになったか合点がいきません。過去に小樽市内の教育関係者の中から教育委員を任命し、教育長の職務に当たらせてきたこともあります。なぜ小樽市内の教育関係者の中から選考しなかったのか、この点につきましては、市長と教育委員会委員長の説明を求めるものです。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議案第1号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案についてお尋ねがありました。

まず、関係幹部職員の処分も行わないうちに私の給料の削減を行うこととした理由についてですが、今回の政治資金規正法違反で市の部長職11名が起訴され、罰金刑などの略式命令を受けたことで、市民の皆さんの信頼を大きく損なうこととなりました。

また、今回の事件では、私の後援会と後援会の事務局長も刑事処分を受けておりますので、私としても大変重く受け止めているところであります。

さらに、副市長が空席となる事態となり、私としては、これらに対する私の責任をなるべく速やかに明らかにすべきと考えましたので、私の給料月額の特減について議案第1号を提案させていただくことといたしました。

確かに全容の解明を行った段階で、関係職員の処分にあわせ、みずからを律するという考え方もありますが、それにはまだ時間を要しますので、私といたしましては、まずは現段階で速やかにみずからの責任を明らかにすべきと考え、提案したものであります。

次に、条例内容の根拠についてであります。これまで小樽市長が減額した例を踏まえて判断をいたしました。内容としては、10パーセント減額1か月、こういうのが多くありましたが、その中で最も重たい例を踏まえたものであります。

次に、議案第1号の撤回についてであります。先ほども答弁させていただきましたが、今回の議案第1号は、現状の認識の中で私の責任を明らかにする措置として提案させていただいたものでありますので、撤回については考えておりません。

なお、今後、事件の全容が明らかになる中で必要であれば、その時点で責任について判断してまいりたいと考えております。

次に、外部委員会との区別と関連を明確にしつつ、全容解明のため特別チームを庁内につくってはどうかとのことですが、市職員による内部調査では客観性への疑念が払しょくできないと考え、外部委員会を設置するものでありますので、全容解明のための特別チームを庁内に設置することは考えておりません。

次に、定期人事異動についてであります。今年度の部長職の定期人事異動につきましては、本年3月で退職した部長職の後任を昇格者で補充することを基本に行い、先般、内示をしたところですが、今回、略式命令となった8名につきましては、今後、職員分限懲戒審査委員会における審査結果を基に処分等を行うこととなりますので、その上で人事の見直しを含めて改めて対応を考えてまいりたいと思っております。

また、次長職以下の人事異動につきましては、退職により4月以降空席としているポストや欠員などの状態となっている職場もあり、業務を円滑に進めるためにこれらの状況を早急に解消する必要がありますので、次長職と課長職は6月10日ごろまでに、係長職と一般職は6月20日ごろまでに、それぞれ発令したいと考えております。

次に、今回の事件による業務への影響についてであります。今回の事件に関しましては、市に対する信頼を大きく損なうことになり、これまで市民の皆さんから多くの厳しい御意見をいただいておりますが、今のところ、人事に若干の遅れを生じた以外には、業務に大きな支障を来しているという話は聞いておりません。

次に、議案第3号議会選出監査委員の選任について御質問がありました。

まず、議会選出監査委員の選出につきましては、議会各会派において監査委員の職責の重要性を念頭に置きながら協議が行われたものと考えており、これまでの協議内容など議会の動向を踏まえた上で提案させていただいたものであります。

次に、今回の政治資金規正法違反事件の背景は、相乗りオール与党体制にあるのではないかと御指摘ですが、さきの第1回臨時会で答えさせていただきましたが、今回の事件の原因につきましては、あくまでも法令の認識の欠如などの問題であり、各政党や団体からの支持の問題とは別ではないかと考えております。

次に、野党議員から監査委員の選任についてであります。監査委員の職務は、市の関係機関におけ

る財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令等に準拠して適正に行われているか、また、効果的、合理的、能率的に行われているかについて監査を行うこととありますので、議会選出監査委員が与党議員、野党議員である等にかかわらず、識見を有する監査委員とともに、法令等に基づき公正不偏な立場で監査が行われるのではないかと考えております。

次に、議案第4号教育委員会委員の任命について御質問がありました。

初めに、上林氏の教育委員会委員任命についてであります。私は市長就任後、菊教育長の続投、新たな教育長の選任について熟慮しておりましたが、菊教育長から5月中旬に私のところへ進退をどうすべきかについてお話があり、新たな教育委員を選任するとした場合の後任候補の人選について検討を始めました。数名の教育関係者などと意見交換をする中で、候補者として上林氏が挙がり、私としても、上林氏のこれまでの経歴などからも、5名の教育委員の一人として必要な人材と判断したところでございます。

次に、高校間口削減の問題と上林氏の任命についてお尋ねがありました。

公立高校の間口削減の問題は、中学卒業生数の減少の中で、北海道教育委員会においても、また小樽市としても長年の課題であります。したがって、上林氏の後志教育局長在任中に限った問題ではない、このように考えております。

上林氏は、後志教育局長、北海道教育庁企画総務部教職員局長、北海道立図書館長を歴任し、道教委を退職した後は旭川医大の常任監査を務めております。学校教育、社会教育双方の分野に経験があり、本市を含めた後志管内の教育環境にも明るく、適任者であると考えたところであります。

次に、組合との交渉についてですが、北海道教育委員会と関係組合との交渉の経緯は承知しておりませんが、道教委では、関係組合との交渉に当たって、地方公務員法に基づき適切に対応していると聞いております。

また、天下り人事との御指摘ですが、学校の教職員は任命権者は北海道教育委員会、服務監督権者は市町村教育委員会ということから、学校教育行政を推進するためには道教委と市町村教委との連携、協力が強く求められております。そうしたことから、本市においては、現在の菊教育長も含め、ほとんどの教育長は、北海道教育庁、後志教育局の実務経験者を充てており、天下り人事とは考えておりません。

最後に、小樽市内の教育関係者から選考しないのかとの御指摘ですが、教育委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命するとなっております。適任者は小樽市内の教育関係者の中にもいらっしゃると思いますが、私としては、先ほど話させていただいたように上林氏が適任と考え、提案したものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長(高木正一) 北野議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会委員をなぜ市内の教育関係者の中から選考しなかったのかという御質問についてであります。ただいま市長のほうから御答弁がありましたとおり、教育委員会の任命は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市長の権限であり、私自身も市長から任命を受けた委員であります。そうしたことから、委員の選任に当たり、私のほうから説明する立場にございません。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 再質問を行います。

最初に、市長がなぜ今の時点でいち早くみずからを律したか、処分したかということですが、まず、この問題では、市長自身が記者会見で語っているように、みずからは関係していない、後援会のことだ、こういう類の記事が市民に伝わって、市長は責任を感じていないのではないかと、こういう厳しい批判が市長に数多く寄せられているわけです。だから、そういうことを踏まえて、早くみずからを律したほうがいいというふうに考えたのなら、少し拙速ではないかと思うのです。私は、市長自身がみずから責任を感じて、そうしてその問題を市民にきちんと情報を発信し、なぜ今みずからを律することが適切でないかということを中心に市民に説明すれば、市民は納得してくれると思うのです。だから、市民に明らかにするというのをしないで、今になってみずからを律することを早めたということは少し拙速ではないかという感じを受けるわけです。これが第1点です。

次に、市長の減給処分について、私は軽いと思います。略式命令を受けた部長クラスの処分は、市長の補助機関である小樽市職員分限懲戒審査委員会で行うこととなりますが、市長の処分もここで一般職の処分の結論が出てから、それとの比較で行うことが、市民にとっては市長自身の律し方が適切かどうかという点で比較ができ、わかりやすいのではないかと私は考えるわけです。市長が先ほど答弁されたことが一つの考えであるとは思いますが、それにしても私は、減給10分の1、3か月という減給のあり方は軽いと思いますから、これを撤回することが必要だというふうに思うわけです。

ところで、相乗りと批判されている歴代の市長、新谷昌明市長、山田勝麿市長、そして現市長、過去24年間の中で、市長自身が減給処分として条例を出して議決して減給した、そういう事例が幾つもあったと思うのですが、どのような事件で、どのような給料の削減が行われてきたか、説明をしてください。そして、その中で、今回、中松市長が参考にしたのはどういう事例なのか、あわせて説明をお願いします。

次に、一般職の処分は、同一事犯での処分を2回することができません。市長は、我が党への議案説明の際、提案予定の議案第1号について、私が軽いと言ったことに対して世論があれば処分を追加で行うとも述べておりました。先ほども同じような答弁がありました。本来であれば、市長は、職員分限懲戒審査委員会にかかりませんが、一般職と同じ範ちゅうで行うことが先ほど述べたような理由でベターではないですか。お答えください。

ところで、市長は、自分の律し方が重いとの認識ですが、これまでの条例で一般職の処分減給処分ということになれば、減給10分の1、6か月間というのが最大です。市長は特別職ですから、この条例の適用にはなりませんけれども、他都市の首長の例で今回の市長と同じかかわりのある案件でどういう事例があるのか、わかれば報告してください。

次に、市長は、一般職の幹部職員の処分を職員分限懲戒審査委員会で行うと言っているわけですが、市長の補助機関であるこの審査委員会の構成は、規則によれば「副市長及び市長が必要と認める都度任命する市職員4名をもって構成する」とありますが、副市長が空席となる下で、職員分限懲戒審査委員会のトップはだれが務めるのですか。説明してください。

次に、この職員分限懲戒審査委員会のメンバーですが、だれを予定しているのか。念を押しておきますけれども、今回の政治資金規正法違反事件にいささかでも関係した幹部職員をメンバーにはならないことは言うまでもありませんが、そういうおつもりでいるのかどうかお答えください。

次に、略式命令が出て刑事処分が決まったわけですから、先ほど来述べている小樽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第5条に基づいて、分限懲戒審査委員会を直ちに立ち上げ、懲戒手續を進めることは可能になったわけですが、なぜ審査委員会を早急に立ち上げようとしないのか。みずからの律し方についてはスピード感を持ってやったとおっしゃっているわけですから、分限懲戒審査委員会をそれこそスピード感を持って立ち上げていく、そして市民に納得のいく説明ができるように直ちに取りかか

ることが必要ではないでしょうか。お答えください。

次に、原因の究明、再発防止のために外部の方による調査委員会を立ち上げるといいますが、何を根拠にして立ち上げるのか、説明をしてください。

私は、（仮称）特別チームをつくって、市長自身のみならず先頭に立って事件の解明に取り組む必要があるのではないか、こういう立場から申し上げているわけですが、外部の方で構成する委員会に丸投げしてしまえば、市長がどういう立場でどういう責任の重さを感じてこの問題に取り組んでいるか、それこそ市長の顔が見えなくなるのです。だから私は聞いているわけですから、かみ合うようなお答えをください。

人事配置についてですが、この点について最初に教育委員長にお伺いいたしますが、先ほど答弁がありましたけれども、市長から任命されるのは、そのとおりです。議会の議決を経て任命されるのです。私は、それを前提にして聞いているのです。事前に市長から教育委員会に相談があってしかるべきだし、相談があったと思うのです。その時点で、なぜ人材がいるにもかかわらず、地元の方を第一に候補として推薦しなかったのかと。しかも、潮陵高校の間口を削減したという、議会で全会一致のこういう陳情運動に逆らった人を、なぜ教育委員会に受け入れるのですか。そういうことについて市長から相談を受けたときに、きちんと意見を申し上げなかったのか、この点についてお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 北野議員の再質問について答弁させていただきます。

ちょっと項目が多いものですから、私が答弁できない部分については副市長から答弁したいというふうに思っております。

まず、市長自身の処分といいますか、給料の減額でございますけれども、私といたしましては、現時点で速やかに対処したいということで今回、議案として提案をさせていただいたところでございます。

それから、全容が明らかになってからという話でありますけれども、全容が明らかになった時点でさらにそういったことが出てきましたら、私自身はさらに責任を持って対処していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、今、外部委員会のお話がありましたが、外部委員会の委員については、今、いろいろとお願いをしております。できるだけ早くこの外部委員会を立ち上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

あとは、副市長から答弁させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（山田 厚）** それでは、二つ目の減給処分が軽いということと、前例の部分でございますけれども、昭和62年の新谷市政以降、何件かございますけれども、ドリームビーチ関係で懲戒処分があった時に100分の10を乗じた額を1か月、それから福祉部における不祥事、この時が同じく100分の10、1か月、それから駐車場の横領関係、これも100分の10、1か月、土地開発公社事業資金の横領、これも100分の10、1か月、それから市税徴収着服事件、これも100分の10、1か月です。それから、先般ありました高額療養費未請求事件、これについては職員は停職になっておりますけれども、これは100分の30、1か月です。そういう例でございますので、基本的には今回この市長の減給の条例を提案させていただいたときの市長との議論の中で、この100分の30、1か月、いわゆる職員が停職になった段階の給

与削減を100分の30、1か月ではなくて、100分の10、3か月という方法でとろうという話をさせていただいたところでございます。

それから、一般職が減給100分の10、6か月が最高であった場合の他市の例というのは存じ上げませんが、先ほど来申し上げたように、停職で小樽市長としては前回100分の30、1か月をとったところでございます。

それから、分限懲戒審査委員会の関係については、これは規則にありますのは副市長以下4名ということになっていると思いますので、副市長不在の部分での委員の構成については、関係機関と相談をしますけれども、委員長を副市長がやるという定めはございません。基本的に委員については、北野議員からのお話があったように、庁内の課長職以上でも今回のこういった部分で一定程度刑事事件にかかわっていない部分について選任することは可能かというふうに思っているところでございます。

それから、立ち上げの関係でございますけれども、あくまでも罰金刑については、現状5月20日に罰金刑ということで、制度上は仮払いになっておりまして、14日間の異議申立て期間がありますので、請求により裁判にかえることが可能でございます。これが6月3日だと思っておりますけれども、これであくまでも確定になりますから、それを超えてから審査委員会を行うべきという判断をいたしましたので、現状としてはしていないということでございます。

それから、外部委員会の根拠でございますけれども、これは当然、条例にございませんので、今早急に行うということも含めて内部で検討して、設置要綱をつくって、そして早急に立ち上げをしたいという考え方でおりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育委員会委員長。

**○教育委員会委員長(高木正一)** 北野議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会委員の選任に当たり、事前に市長部局から相談はなかったのかという御質問であります。そのようなことは一切ございません。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 22番、北野義紀議員。

**○22番(北野義紀議員)** 最後にお答えになった教育委員会委員長の答弁に関してまず伺いますが、今のお答えですと、市長からは相談がなかったということですね。市長は先ほどいろいろな方から意見を聞いたというのですが、専門の教育委員会関係者からの意見を聞かないで、だれから聞いてこの人選をやったのですか。お答えください。

次に、市長に伺いますけれども、先ほど副市長から分限懲戒審査委員会を6月3日以降に立ち上げるつもりだというお答えがありました。しかし、小樽市職員懲戒審査委員会規則によれば、第9条で、刑が確定する前にも、事件が刑事裁判所に係属している間は委員会は立ち上げられないとなっておりますけれども、これが今は略式命令が出て離れてしまった。あと、刑の確定を待っていると。そして立ち上げるというのですが、もう作業に入って構わない期間なのですよ。それなのになぜゆっくり構えているのかというのが疑問だから聞いているわけです。お答えください。

それから、同じ問題ですが、小樽市長の補助機関である委員会に関する規則第14条では「職員分限懲戒審査委員会の委員は、副市長及び市長が必要と認める都度任命する市職員4名をもって構成する」とあり、これまでもすべて副市長が市長から任命されて委員長を務めてきたのではないのでしょうか。だから、副市長がいない場合、市長はメンバーのだれを委員長に任命するのかということになるわけですよ。今度の事件で市側の説明は、総務部長はほかの部長より高いランクにはないと、平等だということを



一度ならず私どもに説明をしているわけです。そういう点で、あらかたの部長が全部手を汚しているのです。今回、略式命令を受けなかった方だって、1枚や2枚は売っているのです。略式命令に値しないからということで処分を受けなかったというだけで、少しでも事件にかかわった人が分限懲戒審査委員会の委員としてふさわしいというふうにはならないわけです。この規則からいって職員ならだれでもいいのです。課長のかなりの部分も券を買っているわけでしょうから、そういう人を入れてはならないということは当たり前だと思うのですよ。だから、私は、どういう方で委員を構成するのかということを知りたいわけですから、そういうことを改めてお考えの上、答弁をお願いしたいということです。

それから、外部の方による委員会は、要綱を設置してから決めるというのですから、現瞬間は、その要綱がないわけですよ。この要綱は、どの条例に基づいて作成するのですか。この要綱の決裁が終わるのはいつかということをお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（山田 厚）** 懲戒の準備は、事務的にはもう既に内部ではしておりますので、今回関係された部長といいますか、罰金刑を受けた部長からてんまつをとるなりという作業はしていますので、分限懲戒審査委員会という中での事務については、今、北野議員がおっしゃったように3日以降に具体的な作業をするということは、十分やってやれないことはないだろうと思っています。

問題は、分限懲戒審査委員会のメンバーの問題ですけれども、今御指摘のあったように、副市長ほか4名の職員ということで、副市長が委員長だということは明確にはないわけです。ですから私どもとしては、この関係機関に聞いてみるというのが、今、副市長が不在という中で、こういう規則を持っている中でどういう対応をすべきなのかという、この辺は聞いていかなければならない問題ですし、今、北野議員がおっしゃったように全く関与していない部長職も数名おりますし、次長職も課長職もおりますから、一般的な委員については何とか構成メンバーとしては対応可能かというふうに思っています。

それから、あくまでも条例に基づいて設置すべきということでございますけれども、今回の委員会そのもの自体は、期間を限定した、いわゆる短期間の委員会というふうに認識しておりますので、要綱作成をして設置をするという形で考えておきまして、本臨時会が終了次第、内部決裁をとって設置要綱をつくっていききたい、このように今は考えているところでございます。

**○議長（横田久俊）** 答弁漏れといたしまししょうか、理事者に申し上げますが、再々質問の冒頭に、先ほどの教育委員会委員長の発言をとらえて、市長に対して、だれに相談をされたのかという北野議員からの質問があったと思いますが、これに対しての御答弁はないですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（山田 厚）** 教育委員の選任に当たっては市長から指示があつて、私が事務をとっておりますので、市長にこういう方がいるということをいろいろとお話しさせていただきました。

これは、道教委の部長を経験された方ですとか、何人か私も知り合いがいますので、そういう方々といろいろな話をさせていただいて、何人かの候補者の中でこの上林さんのお名前が出てまいりまして、道教委のほうにも、簡単に言うと、仕事っぷりですとか、いわゆる仕事への熱意ですとか、そういう話をさせてもらった後、直接面談もいたしまして、最終的に市長も面談をして、この方にしようという形で内部で決めたという経過でございます。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 以上をもって質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 1時59分**

**再開 午後 2時35分**

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第1号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案については棄権、議案第3号小樽市監査委員の選任について、議案第4号小樽市教育委員会委員の任命については不同意の討論を行います。

最初に、議案第1号についてですが、市長はこれまで政治資金規正法違反の事件にかかわって後援会がやってきたことで自分は知らなかったと言って、みずからの責任について言及をしていませんでしたが、第1回臨時会での各会派の緊急質問を受け、給料の1割カット3か月を表明したのは、市民の声と議会の声を受け止めて提出したことであり、一步前進だと思います。

しかし、率直に言って、この給料1割カット3か月では軽いのではないか、そう思った議員も多かったのではないのでしょうか。市長は、先ほどの答弁で、この事件に対して重く受け止めていると言いましたが、前例に照らして給料削減3か月というのではなく、今回の事件は、市民の気持ちに沿って従来の枠を超えた責任のとり方が求められています。市長の責任のとり方として給料の減額、これによってどれだけ市民に対して真しに責任を感じているかというメッセージを送ることが必要です。そして、これからの幹部職員の処分に対して厳正な処分を下す上で、市長の10パーセントの減額という軽い処分が壁になるという心配もあります。先ほどの市長の答弁にあるように、法に対する欠如が著しいわけですから、市長がみずから重い決断をすることが、市職員に対しても事の重さを認識させることになります。この事件を教訓に二度と同じような事件が起きないように再発防止をしていくためにも、この事件の全容究明が急がれています。

本来、公務員の人たちが、どの政党、どの候補者を支持するかは自由であります。しかし、今回の事件は、幹部職員が全体の奉仕者であるべき公務員なのに、市長のための奉仕者であった、こういうことが明らかになったということです。小樽市職員倫理規程の第2条「職員は、『すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない』ことを深く自覚し、公正な職務の遂行に当たるとともに、市民の福祉の増進を目指して職務に専念しなければならない」、第2条第2項には「職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない」、このように記されています。私は、この大もとがしっかり座っていれば、副市長の言うように、仮に政治資金規正法を忘れていても、庁内で特定の候補者を応援するという行為を行うことはないと思います。そして、この倫理規程の総括サービス管理者は副市長ということですので、今回の事件において副市長の責任も大変重いものがあると思います。

職員分限懲戒審査委員会について、先ほどの答弁では、関与していないメンバーを選ぶということですが、議会が求めてきた氏名入りの機構図がいまだに議会に提出されていません。選ばれたメンバーが本当に関与していないのかどうか、このままでは私たち議員がわかることができませんので、再度、氏名入りの機構図を提出していただくように要求をいたします。

以上のことから、日本共産党は、議案第1号については、自席にて棄権の態度をとらせていただきま

す。

次に、議案第3号ですが、私が23日の第1回臨時会で、議会人事の民主化と公正を求める動議を提案し、趣旨説明をした際にも述べたように、第二党の日本共産党を排除する与党による議会中枢人事の独占は、議会の活性化に逆行するものであり、これは不同意といたします。

議案第4号小樽市教育委員の任命についてですが、先ほど北野議員の質疑でありましたように、上林猛氏は、平成15年6月から17年3月まで北海道教育庁後志教育局長を務めてきた人物です。

平成16年6月の総務常任委員会の会議録によりますと、平成16年6月3日には、副議長、総務常任委員長、PTA連合会で道教委に陳情しています。続く6月10日には、市長、各会派の議員、教育委員長、PTA連合会、北教組、高教組、これらのメンバーがこぞって、道教委に対して現行の間口確保を要請しています。ところが、その1週間後の6月17日、道議会の文教委員会において、後志学区は小樽潮陵高校と岩内高校のそれぞれの普通科1間口減の計画案が発表されたわけです。

この後志教育局のトップにいたのが上林氏です。小樽市全体として高校の間口削減に反対の意を示して陳情してきたのに、その小樽市の総意を無視して潮陵高校の間口削減を強行したのです。この潮陵高校だけではなく、その後も一貫して小樽市の教育関係者、各会派が一致して間口削減には反対をしています。このような小樽市の意思を受け入れなかった人をなぜ小樽市教育委員会に配置するのか、納得がいきません。

最後に議員各位に御理解、御賛同をいただきますよう申し述べまして、私の討論を終わりにいたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○6番（安斎哲也議員）** 一新小樽を代表して、議案第1号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に対し、討論を行います。

市長は、自身の後援会が主催した政治資金パーティー券販売をめぐる政治資金規正法違反事件で、山崎部長と市職員のOBである松川後援会事務局長が罰金30万円、公民権停止5年、現職と退職した当時の部長10人が罰金15万円、公民権停止4年、後援会が罰金30万円の略式命令を受ける処分となったことと、副市長の後任を決められず当分の間空席とすることに対し、行政上の責任として給料を3か月間10パーセント減額することを決め、本条例案を提案しました。

市長が、スピード感を持ち、率先してみずからの処分に踏み切ったことに対し、一定程度の評価はできます。また、市長の給料が既に30パーセント削減されており、今回の処分で全体から37パーセント近くの減給になるということは承知しております。本来であれば、山田勝麿前市長時代でパーティー券が売買されていたのですから、前市長に一番責任を負っていただかなければならないところです。

しかしながら、市民の方々からは、市長の削減額や部長職の留任には厳しい声が上がっております。関係職員への処分が確定していないこともあり、議案第1号に関しましては、現在の段階においてすぐ賛成するというのではなく、その処分とのバランスをあわせて見ながら判断することとし、採決に当たりましては、一新小樽は会派として自席にて棄権の態度をとることを申し上げて、討論といたします。

（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

議案第3号の採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、成田晃司議員の退席を求め

ます。

(26番 成田晃司議員退席)

○議長(横田久俊) 議案第3号の採決につきましては、無記名投票をもって行います。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(横田久俊) ただいまの出席議員は26名であります。  
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(横田久俊) 投票用紙の配付漏れはございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(横田久俊) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。議案第3号について同意することに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。  
点呼を命じます。

○事務局長(佐藤正樹) 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番中村岩雄議員、4番吹田友三郎議員、5番成田祐樹議員、6番安斎哲也議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斉藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番斎藤博行議員、20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

○議長(横田久俊) 投票漏れはありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、千葉美幸議員、川畑正美議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

○議長(横田久俊) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 26 票

そのうち有効投票 23 票

無効投票 3 票

有効投票中

賛成 17 票

反対 6 票

以上であります。

よって、議案第3号は原案どおり同意と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

(26番 成田晃司議員着席)

○議長(横田久俊) 次に、議案第4号について採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号について採決いたします。

議案第6号の採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、佐々木茂議員の退席を求めます。

(23番 佐々木 茂議員退席)

○議長(横田久俊) お諮りいたします。

議案第6号について同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

(23番 佐々木 茂議員着席)

○議長(横田久俊) 次に、議案第5号について採決いたします。

同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時58分

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 佐 々 木 秩

○平成23年小樽市議会第2回臨時会議決結果表

# 平成23年小樽市議会第2回臨時会議決結果表

○会期 平成23年5月30日（1日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年月日	付 託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
1	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	H23. 5. 30	市長	—	—	—	—	H23. 5. 30	可決
3	小樽市監査委員の選任について	H23. 5. 30	市長	—	—	—	—	H23. 5. 30	同意
4	小樽市教育委員会委員の任命について	H23. 5. 30	市長	—	—	—	—	H23. 5. 30	同意
5	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H23. 5. 30	市長	—	—	—	—	H23. 5. 30	同意
6	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について	H23. 5. 30	市長	—	—	—	—	H23. 5. 30	同意

※議案第2号は欠番。詳細は提案説明後段を参照。